

田中耕太郎と自然法

——「教育勅語」から教育基本法への道——

後 藤 伊 吹

はじめに

二〇一七年、幼稚園児に「教育ニ関スル勅語」（以下、「教育勅語」と記す）を朗誦させる教育方針を有する学校法人、森友学園が各種メディアに取り上げられ、大きな波紋を呼んだ。

「教育勅語」は大日本帝国憲法の制定にも携わった官僚の井上毅と明治天皇の側近で儒学者の元田永孚を中心に作成され、一八九〇（明治二三）年一〇月三〇日に明治天皇から文部大臣芳川顕正に下賜される形で渙発された¹⁾。

その後、「教育勅語」は学校儀式等で用いられ、戦時中に

は国民を超国家主義・軍国主義へと引き込む一端を担った。そして、一九四八（昭和二三）年六月一九日に衆参両院の決議によりその効力を失ったとされる。

こうして教育の表舞台から消えるはずだった「教育勅語」だが、上記のようにごく一部の教育現場では今日においてもその影響力を保ち続けている。その一因と考えられるのが、衆参両院における決議の性格の差異である。

衆議院で行われた決議は「教育勅語等排除に関する決議」である。これは「教育勅語」を日本国憲法に反するものとした。一方、参議院で行われた決議は「教育勅語等の失効確認に関する決議」である。これは、「教育勅語」は日本国憲法には反しないが、既に失効したものであることを確認する内

容であつた。国会決議は法的拘束力を持たないが、こうした両院の決議の差異が戦後における「教育勅語」の立場を曖昧なものにし、今日まで「教育勅語」がその影響力を保ち続ける一因になつたと考えられる。

「教育勅語」に対して厳しい態度を示した衆議院に対し、参議院は比較的穏健な態度をとつていくようにみえる。この参議院における決議の趣旨説明を行つたのが、参議院文教委員会委員長の中中耕太郎である。

戦後間もなく、戦前の「教育の淵源」とされた「教育勅語」は多くの批判にさらされることになつた。そのなかで田中は「教育勅語 擁護論を展開し、「教育勅語の番人」とまで称された。一方、田中は事実上「教育勅語」を失効させたともされる教育基本法の制定に尽力した人物でもある。こうした一見矛盾したようにみえる田中の教育勅語観の検討は戦後から今日に至るまでの教育や「教育勅語」の性格を考える上で必要不可欠である。

田中の教育勅語観に関する先行研究として、辻田真佐憲による「部分的肯定論」が挙げられる。辻田は、「教育勅語」が旧時代のシンボルとして批判にさらされた戦後において、

主に文部省関係者から出された、最初期の「教育勅語」肯定論を「部分的肯定論」と呼ぶ。「部分的肯定論」とは、「教育勅語」の形式と内容を区別し、そのうえで、「勅語」という形式は民主主義には馴染まないが、内容は基本的に妥当とする、いわば二段構えの肯定論と規定する。また、「部分的肯定論」は、新しい教育勅語を求めないではおかない」とする。辻田は、このような「部分的肯定論」を展開した代表的な人物として田中を挙げる。³⁾

また、牧原出は田中の思想の基礎に一貫してカトリック自然法があることに言及する。さらに、「教育勅語」に見出していた自然法的性格が日本国憲法へ移り変わった点を強調するのである。³⁾

こうした先行研究を踏まえ、本稿では、今日においても「教育勅語」がその影響力を保ち続ける要因を解明することを目的とし、中中耕太郎の教育勅語観と田中が自然法的性格を見出したものの変遷について考察する。

まず、田中の「教育勅語」肯定論を再検討した上で、田中を「部分的肯定論」者と規定することが正しいのか否かを考察する。そして、田中が一貫して重視する自然法的性格は、

牧原が指摘したように「教育勅語」から日本国憲法へ移り変わったのか否かを再検討する。さらに、田中の重視する自然的性格が最終的に「教育勅語」から何に移行したのかについて解明したい。

第一章 田中耕太郎の経歴

田中耕太郎は一八九〇（明治二三）年一〇月二五日に鹿児島県鹿児島市で生まれた。幼少期の田中は判事や検事正を務めた父の転勤により名古屋・松江・岡山へ、中学校時代にはさらに岡山から新潟・福岡へと各地を転々とした。一九〇八（明治四二）年の秋に第一高等学校（以下、一高と略す）に合格し入学すると、病気に悩まされながらも一高を卒業し、一九二二（大正元）年九月に東京帝国大学（以下、東京帝大と略す）法科大学法律学科に入学した。一九一五（大正四）年五月に東京帝大を卒業すると内務省に勤めたが、翌年一二月にこれを辞職し、東京帝大大学院に戻り商法を研究した。一九一七（大正六）年九月に東京帝大法科大学で助教授に就任し、一九二三（大正一二）年に教授に昇進すると、一九三

七（昭和一二）年四月から約二年間は法学部長も務めた。

また、田中は一高時代の闘病生活の中で、内村鑑三の「余は如何にして基督教徒となりし乎」に感銘を受けて宗教への関心を強めた。田中は内村に共鳴し、無教会主義を信仰するが、後に田中の友人石川鉄雄が既婚者と婚約した問題を契機に内村と決裂し、一九二六（大正一五）年四月には無教会主義からカトリックへ改宗している。⁽⁴⁾

終戦直後の一九四五（昭和二〇）年一〇月、学校行政の一元化を図る趣旨から学校教育局が新設されると、当時の幣原喜重郎内閣の文部大臣前田多門から局長就任の誘いを受けた。教育権の独立や師範教育の根本的改革、教育者の待遇改善などの必要性を感じていた田中はこれを承諾して局長に就任し、教育行政に携わるようになった。

ここで、前田の略歴について確認する。

前田は一八八四（明治一七）年五月一日に大阪府大阪市で生まれた。一九〇九（明治四二）年に東京帝大法科大学を卒業し、内務省に入省する。一九二〇（大正九）年に大臣官房都市計画課長を最後に同省から去ると、東京市助役、国際労働理事会・国際労働総会ジュネーブ駐在日本政府代表、東

京朝日新聞社論説委員、ニューヨーク日本文化会館館長、新潟県知事、貴族院議員を経て、一九四五年八月一日に文部大臣に就任した。

前田と田中の関係について、牧原出は田中が助教時代以前にも所属するエマオ会に加わっていたことに言及しており、この頃には親交があったと考えられる。また、牧原は田中がエマオ会に参加する以前から、内村を囲む東京帝大の学生によって組織された柏会に参加していたことについても言及している^⑥。前田も柏会に参加していたが、前田が東京帝大卒業後も同会に入入りしていたかは不明である。

さらに、前田と田中とともに東京帝大法科大学を卒業し、内務省に勤めたという点で共通している。年齢は前田が六年上で大学生活は重なっていないが、田中が内務省に勤めたおよそ一年半の間は二人の経歴が重なっている。この頃から親交があった可能性も考えられる。この両者は田中が学校教育局長に就任する直前の一九四五年九月に、戦後教育改革に関して会見をしている^⑦。この会見の後、田中は東京帝大教授を兼任して学校教育局長に就任しており、前田の田中が構想する教育行政改革に対する信頼感がうかがえる。

一九四六（昭和二一）年一月一三日に前田は公職追放により文部大臣を辞任し、後任として前田が推薦した一高校長安倍能成が文部大臣に就任した。田中は安倍のもとでも学校教育局長に留任した。

ここで、安倍の略歴についても確認する。

安倍は一八八三（明治一六）年一月二二日に愛媛県松山市で生まれる。一九〇九年に東京帝大哲学科を卒業し、慶応・一高の講師、政法大学教授、京城帝国大学教授、一高校長を経て、一九四六年一月一三日に文部大臣に就任した。

安倍と田中の関係について、牧原は両者が一九四五年一月に「戦局の悪化の中で、日本に何が可能か意見を交換する会」として、西田幾多郎を精神的な支柱とし、重光葵外相（当時）を中心に発足した「三年会」（のち、「同心会」）に出席していたことに言及しており、この頃には親交があったと考えられる。前田同様に田中と親交があり、田中が教育者として信頼する安倍の大臣就任が、田中を局長の座に留まらせただのである^⑧。

田中が学校教育局長に就任していた時期は、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）が日本政府に対して「日本教育制

度二対スル管理政策」、「教員及教育関係官ノ調査、除外、認可二関スル件」、「国家神道、神社神道二対スル政府ノ保證、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止二関スル件」、「修身、日本歴史及び地理停止二関スル件」のいわゆる「四大教育指令」を発令した時期と重なる。田中は「軍国主義的の極端な国家主義的教育理念の払拭」の必要性も感じており、これを実行するには最適な時期であった。

田中の学校教育局長としての評価は、就任時には「大臣級」、局長退任後にも「名局長」と称される程高かった。

一九四六年五月二二日、幣原内閣が総辞職すると、新たに第一次吉田茂内閣が発足した。そして、田中は安倍の推薦や吉田からの誘いを受けて、安倍に代わって文部大臣に就任した。¹³このとき田中は東京帝大教授を辞任することになり、約三〇年間にも及ぶ教授生活に幕を下ろす。

文部大臣としての田中は教員の待遇改善や六・三制の採用、教育基本法の制定に尽力した。しかし、田中の文部大臣としての評価は、就任前には「好ましからぬ閣僚候補 教育勅語の番人」¹⁴、辞任後には「局長ごまりの器だった」¹⁵など、決して高くはなかった。

一九四七年一月三十一日、内閣改造に伴い田中は吉田から辞任を求められ、これを承諾する。田中が文部大臣辞任を求められた一因として、田中が六・三制の即時採用を強硬に主張したことが考えられる。¹⁶

田中は文部大臣在任中の一九四六年六月に貴族院議員に任命されたが、翌年五月三日に貴族院制度は廃止され、新たに日本国憲法に基づいて参議院が設置された。文部省入省を経て政治や政党のあり方に関心を抱いた田中は、一九四七年四月二〇日の第一回参議院議員選挙の全国区に立候補して当選した。¹⁷そして、参議院では文教委員会委員長を務め、一九四八（昭和二三）年六月一九日に「教育勅語等の失効確認に関する決議」を行った。

一九五〇（昭和三五）年、最高裁判所長官に就任するために参議院議員を辞職した田中は、約一〇年間これを務め、退官後は国際司法裁判所判事を一〇年間務めた。一九七四（昭和四九）年三月一日に八三歳で亡くなっている。

第二章 田中耕太郎の教育勅語観

第一節 田中耕太郎の天皇観

辻真直佐憲は田中耕太郎の「教育勅語」擁護論を内容と形式に分けた「部分的肯定論」であつたとする。この形式を考へるにあつて、田中が天皇についてどのように考へていたのかを考察する必要がある。そこで、田中の「教育勅語」擁護論を確認する前に、まずこの点について考察する。

田中は自身の著書で、以下のように述べている。¹⁸⁾

我が国家は歴史的に族長国家の典型的のものである。それは宗家と仰ぐ皇室を中心として結合し、自然的に発達した一大家族的集団である。此のことは単なる比喻以上の、社会的事実である。

この著書は、田中が一九四五年一〇月中旬頃に執筆したものであり、天皇退位論もささやかれた戦後直後において、田中が天皇制の維持を強く求めていたことが分かる。

また、一九四六年の元旦には「新日本建設二関スル詔書」、いわゆる天皇の「人間宣言」^{アキツノカミ}が^{アキツノカミ}出され、「現御神」としての

天皇の神格性を昭和天皇自らが否定した。この「人間宣言」に田中は大賛成であつたといふ。²⁰⁾

そして、一九四六年八月二七日の貴族院本会議において田中は以下のように発言している。²¹⁾

日本が秩序を維持するのは、天皇を中心として統合されて居る以外にはないんだと云ふ氣持からであります、從つて天皇の御権限の範圍の廣狹如何、或は御地位に付きましての法律上の學者の加へる所の解釋如何と云ふやうなことには關係ないのであります、天皇は御存在自身天皇の地位にあられること自身が、我が國民の爲に必要なのであります、詰り天皇は我が國の秩序の象徴と申上げてても宜いと思ふのであります

石井摩耶子は、この発言と、日本民族共同体の本質を「君主主義と民主主義の対立を超えたいわゆる『君民同治』」とし、三権分立の「形式的統一」を充たすのはまさに天皇の位置であるべき」と主張する南原繁の主張を比較する。そして、田中が象徴天皇制を認めていると指摘するのである。²²⁾

このように、君臣の関係性における「勅語」という形式について、田中は批判的であつたと考えられる。

第二節 田中耕太郎の「教育勅語」擁護論

田中耕太郎の積極的な「教育勅語」擁護論を確認できるのは、田中が学校教育局長として文部省に入省した一九四五年一〇月以降である。辻田真佐憲は一九四六年三月一三日の『朝日新聞』に掲載された、田中による「価値の転換」²³という記事を「部分的肯定論」の代表例として挙げる。

価値の転換

(中略) 自由主義、民主主義のスローガンの下に、往々総ての悪と共に総ての善まで玉石混淆的に「浴場と共に子供まで流してしまふ」危険が多分にあることは識者の深憂である。旧来のはすべて「封建的」、(新新力)なものはすべて「民主的」といふレッテルを貼りつけることは進歩的でも科学的でもない。

我々は近時一部教育者が元旦の詔書によつて教育勅語が廃止せられたかの疑問をいだいてゐることを耳にした。問題は勅語がその内容よりして今日なほ妥当性を有するか否かに存する。

我々はこの道徳律の形式と内容を区別し、それが内容において、今や根こそぎに払拭せられるべき軍国主義的

過激国家主義的要素を幾分でも包含してゐるか否かを冷静に検討しなければならない。

教育勅語は国民に対する天皇の諭示の形式を採り、そこに「爾臣民」というやうな表現が用ひられ、この点において勅語にはバターナリズムの色彩が濃厚なこと疑ひを容れない。(中略) 教育勅語が過去に於て司法権と同様に国家主義的方向に濫用せられたことについても私は同感を禁じえない。しかしながらそれは濫用者、援用者の罪であり、責をあるひは天皇に、あるひは勅語の内容に帰すべきものではない。

過去の文教方針の最も根本的な誤謬は、教育勅語に示された徳目が陛下のご命令なるが故に真理なりとする思想と態度に存してゐた。いまや陛下の権威や国家の権力を以てしても悪を善となし、善を悪となし能はぬこと、国民がもしそれに則るべきものとするならば、それはその規範が「天地の公道」「人倫の大本」人間の道徳的良識すはなち自然法に適ふが故に、すはなちその内容が善かつ真なるがゆゑに然ることを特に力説するのである。

教育勅語には個人、家族、社会及び国家の諸規範が相当

網羅的に盛られてゐる。それは儒教、仏教、基督教の倫理とも共通してゐる。「中外に施して悖らず」とはこの普遍性の事実を示したものである。もちろん徳目の列挙において、また道徳意識の宗教的内面化において、勅語は必ずしも完全とはいへない。しかし不完全は決して誤謬ではない。

民主主義のもとにおいても両親の訓戒、君主の命令だからといつて善が悪にはならない。我々は現時の思想的危機に直面し、封建的とか反動的とかの常套的罵倒を享受しつつ世界人類の道徳的意識に合致するものを極力維持する勇敢さをわが知識階級に要求せざるをえぬのである。

(傍線部は筆者)

この「価値の転換」が掲載される以前の一九四六年二月二日におこなわれた、全国教学課長会議における「教育勅語」に関する田中の発言が要約されて、三日後の『読売新聞』に掲載されている。⁽²⁴⁾

『戦時中の軍国主義、超国家主義はそれが間違ひであるにせよ間違ひなりに秩序があつた。今日においてはそれがなく思想的社会的の混乱を来してゐる』と断じ、これ

にたいして「正しい道徳的秩序の確立を希望」してゐる。

そしてその具体的な方針として、教職員は政治的には「各人がその世界観に従つて共産党、進歩党その他いつれの党に加はるのも自由である」が、教育者としての公の職責を行ふに当つては「我國の淳風美俗と世界人類の道徳的な核心に合致するもので、いはば自然法ともいふべき」教育勅語によるべきであると強調してゐる。

これらの発言時、田中は学校教育局長であつた。また、田中は文部大臣時代においても同様の発言で「教育勅語」を擁護している。

まず、一九四六年六月二七日の衆議院本会議における田中の発言を取り上げる。⁽²⁵⁾

教育勅語が今後ノ倫理教育ノ根本原理トシテ維持セラレナケレバナライカドウカト云フコトニ付キマシテハ、結論ヲ申上ゲマスト、之ヲ廃止スル必要ヲ認メナイバカリデナク、却テ其ノ精神ヲ理解シ昂揚スル必要ガアルト存ズルデアリマス、教育勅語ハ勿論人間デアラセラレマスル天皇陛下ノ御言葉デアリマシテ、随テ完全無欠ナモノト八言ヘナイデアリマセウ、又其ノ表現等モ、今

ノ時代カラ考ヘテ見マスルトピツタリシナイモノモアリ
 マスデセウ、又ソレハ過去ニ於テ国粹主義者ノ側カラ濫
 用セラレタ事實ガアルコトモ確カデゴザイマス、併シ其
 ノ徳目ノ内容ノ一々ヲ偏見ナク検討致シマスト、只今森
 戸君モ仰セラレマシタヤウニ良イモノデアリマシテ、古
 今東西ニ通ズル道德律、人倫ノ大本デアリマシテ、特ニ
 軍国主義的又極端ナ国家主義的要素ハ見受ケラレナイノ
 デアリマス

次に、同年七月一五日の衆議院帝國憲法改正案委員会にお
 ける田中の発言を取り上げる。²⁶⁾

文部省ト致シマシテハ勅語ハ勿論明治二十三年ノ当時ノ
 事情ヲ考慮シ、或ハ形式ナリ、或ハ表現ノ仕方ニ於テ、
 其ノ当時ノ色彩ガ着イテハ居リマスケレドモアソコニ盛
 ラレテ居リマス所ノ根本原理ハ、詰リ人倫ノ大本、天地
 ノ公道ト申シテモ差支ヘナイヤウナモノト考ヘマス、是
 ハヤハリ今日モ其ノ内容ノ見地カラ考ヘテ見マシテ、権
 威ヲ持ツテ居ルト思フノデアリマス（中略）

本當ニ肚ノ底カラ教育勅語ニ示サレテ居ルヤウナ道義ヲ
 実践スルト云フ所ニ重キヲ置カナケレバナラナイ（中略）

勅語ノ後ニモ示サレテ居リマスヤウニ、斯ノ道ハ皇祖皇
 宗ノ遺訓デアリ、又之ヲ古今ニ通ジテ謬ラス、之ヲ中外
 ニ施シテ悖ラズト云フ風ニ言ハレテ居リマス詰リ普遍的
 原理ト、日本固有ノ善イ意味ノ美風、淳風美俗ト申シマ
 スカ、サウ云フモノト一体ヲ成シタ意味ノ道義觀ガ、是
 ガ国体ノ精華デモアルト云フ風ニ考ヘテ居リマス

これらの発言を見ると、田中は「教育勅語」の内容を高く評
 価していたといえよう。また、「勅語」という形式について
 は第一節で確認したように批判的であると考えられる。たし
 かに田中の「教育勅語」擁護論は辻田が主張する「部分的肯
 定論」であるように見える。

一方、辻田が田中は「教育勅語」の内容を重視したと主張
 するのに対し、牧原出は田中が重視したものは「教育勅語」
 の内容ではなく、あくまでもその自然的性格であるとする。
 なお、自然法とはアリストテレスが体系化した普遍的に正し
 いものとして存在する法であり、個々の具体的な法律上の規
 定を超えた普遍的に認められる規範である。²⁷⁾

牧原は田中の著書を分析して田中の一貫した思考の過程を
 明らかにした。田中は秩序が失われるという思想的危機に瀕

する戦後において、「道徳的秩序の確立」を希望した。牧原は、田中にとつての道徳とは自然法によつて体系化されたものであるとする。そして、その自然的性格を「教育勅語」から日本国憲法に見出したと指摘するのである。⁽²⁸⁾

このような牧原の主張を踏まえれば、田中にとつて重要なのは自然法であり、「教育勅語」の内容ではなかったといえる。つまり、田中は「教育勅語」に限らずとも、自然法的性格を有する道徳秩序の方針を示すものがあればよかつたのである。

したがって、「教育勅語」の内容を評価しているという辻田の「部分的肯定論」には疑問が残るといえよう。

第三節 田中耕太郎と「新教育勅語案」

辻田真佐憲は「部分的肯定論は、新しい教育勅語を求めないではおかない」としており、その具体例として天野貞祐の「国民実践要領」を挙げるが、田中耕太郎は従来の「教育勅語」に代わるものについてどのように考えていたのだろうか。

戦後、日本の教育制度において民主主義を進め、軍国主義や超国家主義を排除することを目的としたGHQの下部組織

である民間情報教育局（CIE）は、新しい教育勅語を作成するように要請した。一九四六年二月二日に当時の文部大臣安倍能成とCIE局長ダイクは会見をしている。⁽²⁹⁾

ダイク われわれは教育勅語について話していたのだが、それに関して貴下やニュージエント中佐、ヘンダスン中佐などの意見も聞き、いかなる内容を盛りりたいか、大体の方針を決めたい。

安倍大臣 新しい教育勅語とはどういうことをお考えなのか。

ダイク 教育勅語としては、すでに明治大帝のものがあり、これは偉大な文書であると思うが、軍国主義者たちはこれを誤用した。また彼らに誤用されるような点がこの勅語にはある。（中略）

だれにでもわかるような文体で新しい教育勅語をかき、この再教育のための情緒的跳躍台 emotional spring-boardとなるようなものにしたい。

安倍大臣 だれにでもわかるような文体で、新しい教育勅語を出そうというお考えには賛成である。（中略）

しかし現存の教育勅語は偉大な文書であり、それ自身と

しての価値が大きいから、たとえ新しい勅語を出すとしても、以前の教育勅語をも保存したいと思う。

そして、同年三月一五日、安倍はこれを天皇に奏上し、天皇は安倍に原案の提出を命じている。⁽³⁰⁾

このように、新しい教育勅語は現実味をおびたものであった。

さらに、この新しい教育勅語案は日本側教育家委員会においても議論されていた。同委員会は、一九四六年一月九日のGHQ指令「日本教育家ノ委員会ニ関スル件」により、アメリカ教育使節団に協力することを任務として設置され、翌二月二日に文部省によって二九名の委員が任命された。⁽³¹⁾ この委員の名前の中には当時学校教育局長であった田中の名前もあった。⁽³²⁾ 小野雅章によれば、日本側教育家委員会はアメリカ教育使節団に対して提出した「教育勅語に関する日本側第三委員会の声明」の中で、新しい教育勅語を渙発することで全員の意見が一致したと表明した。一九四六年四月上旬に文部省に提出されたと推測される『米国教育使節団に協力すべき日本側教育委員会報告書』はこれが具体化されたものであるとする。⁽³³⁾ 文部省への報告書が四月上旬であるとすれば、安倍の奏

上は、日本側教育家委員会の声明を受けてのものと思われる。したがって、田中は戦後当初においては新しい教育勅語の渙発を求めていたと考えられる。

しかし、文部大臣就任後の田中は新しい教育勅語に対する態度を大きく変える。一九四六年八月九日の衆議院予算委員会において田中は、以下のように発言している。⁽³⁴⁾

新しい教育勅語が渙発されることを御希望に相成る御氣持は能く分ります、併しながら此の問題に付きましては、従来の教育勅語が廢止せられたかのやうな感を抱かせること云ふことになりますと、是は甚だ重大な問題になりま
す、元旦の詔勅、是は或る意味に於ては今日の世界なり、
或は國內の情勢に適應致します明治二十三年の教育勅語の發展だと考へます、隨てさう云ふ同じ精神の發展が今後陛下の思召に依りましてあり得ないことではないと存じます、でありますからさう云ふ意味合に於きまして考へる餘地は十分あることと存じて居ります、併し今の所
奏請すると云ふやうな確定的意思を持つて居る譯ではありませぬ（傍線部は筆者）

また、同年九月四日の貴族院帝国憲法改正案特別委員会にお

いて田中は、以下のように発言している。³⁵⁾

新たな教育勅語が出ることに依つて、舊來のものは全部
 廢棄して、變へてしまつたと云ふやうな感じを國民をし
 て懐かせますことも是も、教育上由々しき大事でござい
 ます、此の問題は文部省と致しまして、非常に「デリケー
 ト」に考へて居りまして、新たなものが出た、出る方が
 宜いと云ふ説もございませうけれども、是も色々考慮を要
 することでございます、出ること其のことに依つて舊來
 のものが全部破棄されたと云ふやうな感じを起させては
 なりませぬ、さう云ふ意味に於きまして、十分研究致し
 たい問題でございます（中略）

新憲法が實施される曉に於て、教育勅語の新しいものが
 更に出され得るかと云ふ問題でございますが、此の點に
 付きまして、私は實は新しい教育勅語を奏請した方が宜
 しいと云ふ風に申した譯ではありませぬ、又それは絶対
 にいけないと言つた覺えもございませぬ

さらに、同年九月九日の同委員会において、田中は以下のよ
 うに発言している。³⁶⁾

假に教育勅語が是はどうも新時代の要求に即さないもの

であるから、新しい勅語に依つて其の中を變へられるだ
 らうと云ふやうなことを明かに國民に示しますと、兎角
 極端から極端に行き易い國民のことでありますから、
 今迄の日本の培はれて居りました所の、さうして又世界
 人類の普遍的な道德確信にも一致するもの迄間違つて居
 るのだと云ふ感じを抱かせる危険が甚だ多いのでありま
 す、さう云ふ意味に於きまして極めて慎重に取扱つて居
 るのでありまして例へば教育勅語の冒頭の文句である
 か、或は能く論議の對象になります所の義勇公に奉じと
 か云ふやうな、ああ云ふ箇所も豫めあの儘で置いて置き
 まして、健全なる常識を以て見ますならば、詰り極端
 な國家主義的の眼を以て讀まないならば、別に誤解を生
 ずる譯はないと思ふのでございます、従つてさう云ふ意
 味に於きまして、文部省と致しましては、新たな教育
 勅語を奏請すると云ふやうな意思を今日持つて居る譯で
 はありませぬのでございます

田中は新しい教育勅語が渙発されることによつて、従來の
 「教育勅語」の自然法的な内容まで否定されることを危惧し
 た。それゆえに、新しい教育勅語に対して距離を置いていた

のである。

そして、同年九月二〇日の教育刷新委員会第三回総会において「教育の基本理念」が議論され、発言者の多くが「教育勅語」についてもふれる中、田中は「現在の教育勅語の取扱い方について」の返答として、「教育勅語に付きましては、新しい教育勅語を奏請するというような意図は持つて居りませぬ」と、明確に新しい教育勅語案について否定した⁽³⁷⁾。同月二五日には教育刷新委員会第一特別委員会において、これを奏請しないと正式に決定する⁽³⁸⁾。

田中は辻田が言うような「形式を改め内容を加除する」とを認めなかったのである。田中が新しい教育勅語を否定したという事実から、辻田の「部分的肯定論」における「新教育勅語案」への態度は疑問である。

つまり、辻田の「部分的肯定論」は少なくとも田中には当てはまらず、田中を「部分的肯定論」者とする辻田の主張は誤りといえよう。

第三章 田中耕太郎と「人間宣言」

一方、田中耕太郎が「教育勅語」に代わるものとして、日本国憲法に自然的性格を見出したとする牧原出の主張にも疑問がある。この牧原の主張は正しいのだろうか。

第二章第一節で前述したように、一九四六年の元旦に「日本建設二関スル詔書」、いわゆる「人間宣言」(以下、「人間宣言」で統一する)が出された。

第二章第二節で前述した、一九四六年二月二日の全国教育学課長会議の発言から、この時期における田中の道徳秩序の方針は紛れもなく「教育勅語」であった⁽⁴⁰⁾。そして、同年三月一三日には「価値の転換」において、「人間宣言」は「教育勅語」を廃止せしめるものではなく、両者が共存しうる関係であることを示唆した⁽⁴¹⁾。

田中の「人間宣言」に対する態度の変容が分かるのが、一九四六年七月一七日の衆議院帝国憲法改正案委員会における以下の田中の文部大臣としての発言である⁽⁴²⁾。

教育勅語を今後學校で以て捧讀するや否やと云ふ問題に

付きましては、是は文部省と致しましては自由に任せて居ります、天降りの斯うしろとか、ああしろとか云ふ命令を此の場合にすべきではない、或は元旦の詔書を捧讀したいと云ふ向きがあれば、それでも宜しいし、又教育勅語を従来通り捧讀したいと云ふ向きがあれば、それでも宜しいし、又必ずしも何れかを捧讀しなければならぬと云ふこともない、それぞれの學校の校長の見識に任して宜いと云ふ風に考へて居る次第であります（傍線部は筆者）

三月三〇日に提出された『アメリカ教育使節団報告書』において、学校儀式における「教育勅語」の奉読禁止措置が考案されていた。⁴⁴ 報告書の提出時に学校教育局長であった田中はこれに対し、文部大臣として「教育勅語」の奉読は各校長に委任するとしたのである。

この発言において注目すべきは、奉読の選択肢に「元旦の詔書」、つまり「人間宣言」が含まれていることである。

さらに、前述した同年八月九日の衆議院予算委員会において、田中は、「元旦の詔勅、是は或る意味に於ては今日の世界なり、或は国内の情勢に適応致します明治二十三年の教育

勅語の発展だと考へます」と発言した。⁴⁴

「人間宣言」には平和を希求し、人類愛の完成に向かつて努力すること、人類福祉の向上に貢献することという道徳的な内容が含まれており、「人間宣言」は田中にとつて「教育勅語」の代わりとなりうると思えられる。「発展」という言葉からも、田中の重視する自然的性格は「教育勅語」から「人間宣言」へ継承されたといえよう。

一九四六年一月八日に文部次官通牒「勅語及詔書等の取扱について」により、「教育勅語」の奉読は禁止になった。⁴⁵

牧原は一九四六年三月に憲法草案が公表されたことに言及するが、⁴⁶ その後も帝国憲法改正案委員会は開催されており、新憲法が公布される時期は分からなかったであろう。また、「教育勅語」の奉読禁止措置についてもCIEが主導したものであり、⁴⁷ 文部次官通牒を出す時期も明確には分からなかったと思われる。そのような状況で田中は、「アメリカ教育使節団報告書」により「教育勅語」の奉読禁止措置が実施されると、新憲法の公布までの間に道徳秩序の方針を示すものがないとなると考えた可能性がある。そこで、「教育勅語」に代わる道徳秩序の方針を示すものの必要性を実感し、元旦に出

されていた「人間宣言」にその可能性を見出したのだから。つまり、田中は一九四六年三月三〇日提出の『アメリカ教育使節団報告書』を契機に、日本国憲法に先んじて「人間宣言」に自然法的性格を見出したと考えられる。

第四章 田中耕太郎と教育基本法

一九四六年一〇月八日の「教育勅語」奉読禁止以降、「教育勅語」に関する議論はしばらく沈静化した。再び「教育勅語」が議題にあがることになるのは、国会決議によるものであった。この間、一九四六年一月三日に日本国憲法が公布され、田中耕太郎も文部大臣として名を連ねた。⁴⁸ また、日本国憲法施行前の一九四七年三月三十一日に教育基本法が公布、施行され、同年五月三日に日本国憲法も施行される。

牧原出は、田中のなかで日本国憲法の公布以降、「教育勅語」の自然法的性格が日本国憲法の自然法的性格へと吸収されたとする。しかし、最終的に「教育勅語」の代わりとなりうる存在として田中が自然法的性格を見出したものは、日本国憲法ではなかった。

田中が最終的に「教育勅語」に代わって自然法的性格を見出したものが分かるのが、一九四八年六月一九日に田中自身が趣旨説明を行った、参議院による「教育勅語等の失効確認に関する決議」の本文である。⁴⁹

教育勅語等の失効確認に関する決議

われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失つてい

る。しかし教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを抱く者あるをおもんばかり、われらとはとくに、それらが既に効力を失っている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の真の権威の確立と国民道徳の振

興のために、全国民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期する。

右決議する。(傍線部は筆者)

この正文は前半部分において「教育勅語」が既に失効していることを確認し、後半部分においては「教育の真の権威の確立と国民道德の振興」を目的として、教育基本法をその方針としている。

田中はこの決議を行うにあたって、参議院文教委員会委員による打合会を三回行った。その中で、以下のような四つの立場が示された。「教育勅語」の効力は、憲法の條章に従ってその効力がないものであるということを明瞭に説明する立場。すでに「教育勅語」の効力を否定しているから、そういう必要はないとする立場。失効はしていても、この際一層包括的な教育振興に関する決議の中で、そのことにふれるという立場。「教育勅語」は無効であるが、別個に教育に関するいろいろな問題があるから、それとは切り離して決議をするという立場。以上の四つの立場からどの立場を選ぶか、最終的な判断は文教委員会委員長である田中に委ねられていた。第三案が多くの委員に支持される中、一九四八年五月二

七日の第二回国会参議院文教委員会において田中は、以下のよう⁵⁰に述べている。

それでは御一任を受けております関係上、私自身が到達いたしました結論を申し上げます。私は今までの御論議を十分承りまして、そこに自分の判断を加えましてやはり第三案に参るのがこの際最も妥当であり、又場合によつては必要ではないかというように存じておるような次第でございます。第三案と申しますのは先程ちよつと申上げました、つまり大体多少この第三案を御審議なさつた委員の方々の言葉に或いは理論とか論議には全く同じでない点があると存じますけれども、併し結局のところは教育勅語の現状、我が国の教育制度において教育勅語がどういふふうに取り扱われておるかということは、もうすではつきりしておるのである。この際それだけを取上げて教育勅語が憲法との関係においてどうなるかというようなことを究明する必要がないし、それは又妥当ではない、併しながら現下の情勢において教育に關してはいろいろ重要な問題があるから、その決議をすることは今日極めて必要であるということがいえる。

さような論議が世上に起つた機会において、この際国会が教育の根本理念に関する、特に教育基本法の精神を徹底させる意味において、確信のあるところの意思表示をするということが極めて必要ではないかというような意味であつたと考えていいかと思ひます。さような意味におきまして第三案を私といたしましては採択いたすのが適当ではないかと存じます。

さらに、石井摩耶子は「教育勅語等の失効確認に関する決議案」と内容がほぼ同じであり、「新教育理念の普及徹底に関する決議案」と題された文書があることを指摘する¹⁾。この「新教育理念」とはまさに教育基本法のことであり、田中が教育基本法を重視していることの表れである。この田中の考えが前述の正文には色濃く表れたといえよう。

つまり、田中が重視した自然的性格は、最終的に教育基本法へと継承されたと考えられる。

おわりに

本稿では、田中耕太郎が重視したのは「教育勅語」の内容

ではなく、あくまでもその自然的性格であつたという牧原出の主張を踏まえて、辻田真佐憲の「部分的肯定論」を批判した。そして、辻田は「部分的肯定論」は新しい教育勅語を求めるといふ説を唱えたが、筆者は田中が新しい教育勅語案を否定した事実を指摘した。

また、本稿では田中の重視した自然的性格は、「教育勅語」から日本国憲法へ移行したという牧原の主張に対し、「教育勅語」から日本国憲法ではなく、「新日本建設二閣スル詔書」、いわゆる「人間宣言」へ継承されたことを解明した。

さらに、本稿では田中の重視する自然的性格が最終的に「教育勅語」から教育基本法へ移行したことを明らかにした。田中が文部大臣に就任した一九四六年五月当時、田中の評価は「教育勅語の番人」であつた。しかし、牧原はこれを批判し、田中を「憲法の番人」と再評価した²⁾。

だが、田中は特定の法令云々ではなく、自然的性格を有した道徳秩序の方針を重視していた。だからこそ、田中の重視したものは「教育勅語」から「人間宣言」へ、そして教育基本法へと時勢によって変化していったのである。牧原が指摘するように、「戦後の田中は、特定の政治的立場に偏向し

た「イデオログ」と形容される³³⁾ことが多い。しかし、田中の思考は確かに「自然法」を重視するという姿勢においては一貫していた。つまり、田中は「自然法の番人」であった。

田中は自然的性格を教育基本法に移してもなお、「教育勅語」を否定することには消極的であった。しかし、それは「教育勅語」への固執を示すものではなく、わざわざ国会という場で過去の文書となった「教育勅語」を蒸し返してまで否定する必要性を感じていなかったからに過ぎない。杉原誠四郎が紹介した、田中の「そつとしておきたい」という記事に他ならないのである。また、石井摩耶子は田中が「パウロの口マ書—三章の伝統的な解釈を受け入れた」とする³⁴⁾。これは時の権威も神が立てたものであり、それに従うべきとするものである。田中は過去の権威であったとしても、一度神が認めた明治天皇の治世を代表するともいえる「教育勅語」を否定することを避けたかったのかもしれない。その結果、衆参両院の国会決議に差異が生まれ、「教育勅語」は今日もその影響力を保ち続けることになった。

しかし、参議院における決議は田中の独断ではなく、綿密な打ち合わせを経て作成されたものであった。両院の決議の差

異からは、急激に価値観が転換したことによる戦後日本の混乱の様相も見えてとることができよう。

これらを総合すると、田中は戦後の激動期において「自然法」というカトリックの教えにひたむきな教育者・法学者であった。それは戦後、痛烈な批判を受けた「保守的」とは異なる人物像であった。一方、常に「秩序」を保ち続けようとした田中の姿勢は保守派との親和性が高く、激動期の日本において批判の対象となつたのである。

また、戦後日本の教育改革において、田中の考える道徳的な性格を有した教育方針の軸は、絶対的な君主であり神でもあつた明治天皇の「教育勅語」から、昭和天皇の「人間宣言」、そして、国民が定めた教育基本法へと緩やかに移り変わっていったのである。

本稿では田中に着目することで、参議院の国会決議の性格を明らかにした。しかし、衆議院において「排除」という強い言葉を用いて国会決議を行った背景は明らかにできなかった。この点については後考を期したい。

注

- (1) 服部有希「教育勅語の成立から終戦後の国会決議に至る経緯」(『レファレンス』八〇〇号、二〇一七年、八一〜九七頁)、八六〜八七頁。
- (2) 辻田真佐憲「教育勅語肯定論の戦後史 敗戦直後の擁護論から森友学園事件まで」(『岩波書店編集部』編)『徹底検証 教育勅語と日本社会 いま、歴史から考える』(岩波書店、二〇一七年)、五三〜七二頁、五四〜五五頁。
- (3) 牧原出・田中耕太郎 闘つ司法の確立者、世界法の探究者(中央公論新社、二〇二二年、一五〇〜一五一頁)。
- (4) 同右、四九〜五〇頁。
- (5) 松尾敬一『田中耕太郎博士』(佐賀新聞社、一九七五年)二二二〜二三三頁。
- (6) 牧原前掲書、二九頁。
- (7) 「教育改革私見」(国立教育政策研究所教育図書館所蔵「田中耕太郎文書旧蔵教育関係文書」、〇九六、二二二)。
- (8) 牧原前掲書、一一七〜一二九頁。
- (9) 松尾前掲書、二三三頁。
- (10) 注(5)に同じ。
- (11) 『読売新聞』一九四五年一〇月一六日号朝刊、一頁。
- (12) 荒垣秀雄『戦後人物論』(八雲書店、一九四八年)、一九一頁。
- (13) 松尾前掲書、二三五頁。
- (14) 『読売新聞』一九四六年五月一九日号朝刊、一頁。
- (15) 荒垣前掲書、一九一頁。
- (16) 松尾前掲書、二四三頁。
- (17) 同右、二四四頁。
- (18) 田中耕太郎「日本君主制の合理的基礎」(田中耕太郎等『政治研究叢書』(二) 天皇制の科学的研究「桃蹊書房、一九四六年)、一〜一〇頁、三頁)。
- (19) 相良惟一「教育行政・教育立法 一 田中先生の文部省、参議院時代」(鈴木竹雄編「田中耕太郎 人と業績」[有斐閣、一九七七年)、一〇一〜一二五頁、一一八頁)。
- (20) 同右、一一九頁。
- (21) 「第九十回帝国議会 貴族院議事速記録第二十四号」(『官報号外』一九四六年八月二八日)、二五八頁。
- (22) 石井摩耶子「敗戦直後の教育勅語の廃止をめぐるキリスト者の言説 田中耕太郎と南原繁を中心に」(吉馴明子・伊藤彌彦・石井摩耶子編「現人神から大衆天皇制へ 昭和の国体とキリスト教」[刀水書房、二〇一七年)、七九〜一〇五頁、九六〜九七頁)。
- (23) 『朝日新聞』東京版、一九四六年三月二三日号朝刊、二頁。
- (24) 『読売新聞』一九四六年二月二四日号朝刊、一頁。
- (25) 「第九十回帝国議会 衆議院議事速記録」第七号(『官報号外』一九四六年六月二八日)。
- (26) 「第九十回帝国議会 衆議院帝国憲法改正案委員会議録(速記)」第十四回。
- (27) 牧原前掲書、六五頁。

- (28) 牧原前掲書、五七、五八、一五〇、一五一頁。
- (29) 「安倍文部大臣対ダイク少将会見記録(二)」(戦後日本教育史料集成編集委員会「編」『戦後日本教育史料集成』第一卷(三一)書房、一九八二年)、二〇二丁、二〇四頁。
- (30) 宮内庁『昭和天皇実録』第十(東京書籍、二〇一七年)、六八頁。
- (31) 山本正身『日本教育史 教育の「今」を歴史から考える』(慶應義塾大学出版、二〇一四年)、三三七頁。
- (32) 「日本教育家の委員会委員長名」(戦後日本教育史料集成編集委員会前掲書、六五頁)。
- (33) 小野雅章『戦後教育改革における教育勅語の処置問題』(『教育学雑誌』第二二号、一九八八年)、三四、四九頁、三九頁。
- (34) 「第九十回帝国議会 衆議院予算委員会議録(速記)」第十四回。
- (35) 「第九十回帝国議会 貴族院帝国憲法改正案特別委員会議事速記録」第四号。
- (36) 「第九十回帝国議会 貴族院帝国憲法改正案特別委員会議事速記録」第八号。
- (37) 日本近代教育史料研究会「編」『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』第一卷(岩波書店、一九九五年)六一頁。
- (38) 日本近代教育史料研究会「編」『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』第六卷(岩波書店、一九九七年)三四、三五頁。
- (39) 辻田前掲書、五五頁。
- (40) 注(24)に同じ。
- (41) 注(23)に同じ。
- (42) 「第九十回帝国議会 衆議院帝国憲法案委員会議録(速記)」第十五号。
- (43) 山本前掲書、三四一頁。
- (44) 注(34)に同じ。
- (45) 山本前掲書、三四一頁。
- (46) 牧原前掲書、一五〇頁。
- (47) 山本前掲書、三四一頁。
- (48) 「日本国憲法」(『官報号外』一九四六年一月三日)一頁。
- (49) 「第二回国会 参議院會議録」第五十一号(『官報号外』一九四八年六月二十日)六〇九頁。
- (50) 「第二回国会 参議院文教委員会會議録」第一号、二、三頁。
- (51) 石井前掲書、九五頁。
- (52) 牧原前掲書、一五一頁。
- (53) 同右、一三八頁。
- (54) 杉原誠四郎「資料 教育勅語 失効確認」「排除」決議に関する資料」(『戦後教育史研究』第一三三号、一九九五年)、一〇四、一四二頁、一三九頁。
- (55) 石井前掲書、一〇二頁。